鑑觴無底抄

特別
へ12
1077
18

宮城県図書館蔵書印

利
1077
1718

へ12
1077
18

繪合

廿九歳

前斎宮御入内の事繪合の事
はいとけなくうつくしみ給ふまゝに
をゝ六條殿は異所腹なれども
は入内なれども事の事をとりそへ
り色繪合を御事は二月十余日
みえ給ふ八かくしたるのもて
たまへりしの源氏廿九歳を注

元年九年より三位の御

供奉 四位

前斎宮御入内の梅壺女御也

後号弘徽殿中宮

年薩院送剃髪菩薩衣香袋

母子

主上女御の宮

源氏君年御門す

三月十余日梅壺女御与弘徽殿

女御繪事

右女房平四位式部丞従四位

少将命婦

左大弁四侍内侍中将命婦

兵衛命婦

年薩院年繪お梅壺御事

又於御前の繪合事 以清涼殿西廂

真所模天竺震旦合例之

源氏御繪須磨巻 生母の左方勝

幸

源氏与佛宮佛物語幸

物合九次之御註幸

山里之御堂幸　滅佛堂也

繪合

以（花）詞（私）為其名（し）

詞より繪合し作（つく）り出（いで）給ふ物語なれば

之左右乃御繪なるにあるまじき

作れれ歌（うた）うかれ（うつ）りけるを

合てあらそふなりけり

前（河）前斎宮女御与弘徽殿女御之繪合

乃奥（奥之）奥（花）

後拾遺集九詞より正子内親王

私

後年蓮流の宗門

絡合は九年より始まる

合双紙乃合板合なるべし

て論要ニ非ずも

御流絡合は二度あり内ニ一度

さ海ニ天正乃年合りおしむ

ものなり天正呆院を村上ニ渡

ものなり此絡合源氏共業乃三

月の事

元

源氏若共業乃時九年より絡合は

三月九日乃事ニ廿九業九年八月

法ニ而見るべきなり

此事は源氏共業ニ渡ニ

けるものあるべし一年ニ

一度

前斎宮(センサイクウ)の御かよひ里の事

(斉)秋好も冷泉の女御にて御事を

(元)六条斎宮はみをさしかはりの遺跡

より御京しまゐし年大二条御か

さは十三歳りなりまゐし

(私)かくて秋好ハ乙女をさり中宮にた

ちみまへ

前坊　故院の御はらから

おほえよみさまし

(母六条御息所)

秋好中宮

葵に斎宮にさだまりたまふみと

ゆくしり給へ御かりがちにて絵合

より内より参里まゐめ梅つぼ

にまゐきたま中宮となりて

後に皇后宮となりたまふ

(河)

△斎宮人後入内例

元正天皇御宇井上内親王 聖武天皇太子時女

養老五年為斎宮後光仁天皇納
為后
光仁天皇女酒人内親王宝亀三年
為桑宮後桓武天皇納之有寵桓
武天皇女朝原内親王延暦三年為
斎宮後平城天皇納之無寵朱雀
院御時微子女王重明親王女天慶元
年為斎宮後天暦朝為女御
中宮御所にまて

弄
うきをこ一部しりて中宮まてはく
まうのくはうけ給
まうなりはひまて宮たちこそ所
御うしろみもなりし
見るものはれはよりはるなる事
にて侍るよりあり
弄
源氏の
大殿は流ちさこう発さん事
源の朱雀の御門をとかけ給

院のはみをはげしくなれまゐらせ給
ふ人々はぬの事を源内ばかりの事
てらきまゐらせ給ふ日々をまゐる
二条院よりはくしてまつらん事とて
二条院より八月わせをやとしをひみ
まゐらせ給ふ蓬流を焼まゐらせ
仏
七事あるよあるまゐ
おやめさきまゐらせ給
源氏大なるあるまゐらせ物あるべ
さうしあるまゐらせ御母御息所
事は人々まゐらせ事ゆゑ御遺
云なりあるまゐらせ
なりあるまゐらせ
院をいとこちたしう
蓬流はぬの事はげにまゐらせ事は前よみ
えてまゐらせをはげにまゐらせ
うれ日よりなりて
前斎宮の女御まゐらせ

えなるゝ御ふくろひとを
年産より秋好人年産
武御衣とゝ
御ケのくこうらみくりけこかゝ
紙とを
くらみくりけくこのけくうゑて
御髪をけつるか時打みそり結ハく
このゝ名りをゆるゑ
かりこの名濁ゑ打みそりの名

髪ハ具ゑれくくらみくりとゝ
ゑ
武かりこ御流清濁ゑ流ふ
私ゆ書ゑとかりごとゝ濁流を
ゑ
櫛名中名　香蚕名武香物ふ
香蚕名年産分髪ゑ水名物
云この名下ハ御厨子ハ武御衣之祝
御清香て山蚕月高三寸五分広九寸五分

長さ同しくらいなる物ともを入かまき
なるべきなり　雑
師説云まことなる也
又こころ心色すくし
寒之又ものさも何事か無
類也
水原抄云くの苦き物は沉丁
ゴ木一種なりまてはまこと合あるべ

百歩香とは百歩を指て一歩は定人
也百歩香一　御先百歩ハ宇治
見帝説
あまの之くさくさは指て草薫物也
合香方り梅花の葉菊花の葉
黒方仏経供養香薫衣香補闕方
百和香なりて粉多方あり又百歩
とは某和百歩方也之件方云尾
中國埋沈三七日取焼百歩し外用
香し梅枝巻也勅之

私

百歩ばかりを過ぎてはるかに
白びかりなる木のみきをみれば
花も百歩のかなたまきこめたる海
ながめやらるるこころ

百姫のかりを

辛

こがれ蓮香花ばかりなる
はるかに見えたるあり
朱雀の御心ばえ源氏御覧女房
しるかやいかにまさるらん

あるうさぎ海のみ
かくなんと女人方
朱雀はるかに御をくりぬる
ばかりを海をぬけ
ばかりこつ
辛

大海のなかの字を感
間隙のあるに用をこの字ばかり
うるはれ神せ
此涙度ばかり海やにはかりさ

まなうら海に浮べるが如く
けづりのこされたる
さてかの吉金鈴の方
写方松の枝露
年度義御脇わ変化葉有れ
近代御おわ変の四角より
松枝をして糸もて葉を心もて
なを脇をして
乃ちをまけわ
てををけうあ海をうをいを
しまうあ半枝うえのまうう
あるを
并けうをはけをうせ品物せ一百一動
云并宮の額うさ
よけうはは
ちうぐ山葉やう枝して梅枝を
造うれ著小兵衛冠り梅鬼房
乃調度をうし一流云組の鬼

武後ゝをかゝせ給ふ 摧邪云長和元年
十月廿日今日親王御百日也寶殿
所謂龍物二枝其一枝龍蘓芳為
拓梅付菊枝以蘓芳村濃紐結之
其一枝青色如松子付松枝い青村
濃紐結之并以象眼薄物上深表
裏色為付之又ゝ銀心葉又置ゝ
銀付爰右一枝ゝ
拾遺云
むらひとゝをゝらをゝりて

あさかぬ袋むらひとゝをゝり
ゝむ事ゝ結ゝ
源語類字云心葉ゝ心結の葉心を
はなゝこゝゝ云ゝ物花ゝ
愚案雜信用ゝ 拾合ゝ
乃ゝゝみゝ
ゝ同ゝ心ゝ
ゝ面ゝ
ゝ面ゝ
梅橘ゝ付ゝ葉乃枝ゝ

之をてにをはの
ことゝ

拾遺抄の中多会は若よりの
ふるきなれみと分るもしれを
式人五葉乃枝梅なりを金沢よ
てえりうるもあれは若ふるかも
之をみくもなりと又ほくなる事を
かくしをあれを若ふるもうしは
書あるうしれ結れみをおりつ

ゝ形うるをを紙うは書めくし
書て結うるを取給金沢りえ
ふるあるは今をうをを金沢をを
又答曰或云金沢ものえ歌ふる
かゝ勿論を其ふりかゝむを対
をうを紙をうと葉しをむをひをを
ふれを海とあるを紙の歌を海をい
金をを所りを後の字をかくもを
せうを精紙うををきをゝ

於
安養寺殿様御代
牛産
わかさ国にて牛産屋をたてとかせたる
ことさ中と沙やいさ先
秋宮ト向れ時の別御牛
出てたてもうあるうちやゆ
沙れいさ出りみちかりなれは不及
ゼ秋宮の御てさ日は牛産院れ時の
事せ御願よりてをけてハ二ツ金弐
ツ人ゆとはさうまきうを御門
名れ牛の事はうれをかろを
事ゆて京方ゆくをうえき申て
沙れいさ先ゆうしてあるもしい
ゆさ今をハ餐ゆうう場くうを又
沙みうえていゆ
寺
秋宮ト御代一ツ交下ゆ一の牛をハ
ゆう海東あうちまきうゆ清水の
ゆうなる事ゆ時のゆをうこ沙ゆり

てしろうなる一さ契り秋のいえ
のあと・さと
おもしろきを御らんじ付て
弁 山伏の御名伝武をたづねさせ
給なり所なりとえあつまる色
かすみすりさ
私 大さと海くれはてしをれり
えん山御寄をあつまるをなな
るへし

いとゝさとなる
牛窪の秋ぬり心けのあつを御
ん山ゝさとゝ
わるをひわやうなれ
源氏のかたらはをたのみ
ひさりの
かれさり法しかと
秋ぬ門乗宮よりあつまり法師
牛窪の御ん山よりあつ

[illegible]
林ぬ乃ノ神宮[illegible]
御位ぐ[illegible]
[illegible]
寺
冷人まいりの事
量の事
御位をもゆる
事薩ハ位をさ[illegible]
位をもゆるなれ[illegible]

[illegible]
源ハ[illegible]
[illegible]
源のわ[illegible]あて色くり[illegible]
[illegible]
事ハ御位を推量しの林ぬ乃入口
のすを源ハ後悔を
[illegible]

[illegible]
寺隔石
[illegible]の事
[illegible]薩と
[illegible]寺

を西のうりひりわらなるの事か
多し
又多くくわりれなる
ものの事なれども薩の御心をか
なすすしをおこまれ事あれ此せ
御心よりおりて此すをそれ
を深くるをたりてうらるはれた
ひ活あり
ぶうりなるあ活あり

仍より
時 日本記
私 薩の御心をやくやを深れ
なくおもひてしくれたひ
みれの色あり
これれうあり
薩れ御方の也の事
又れせうこと口くなせ
辛 薩よりのの文れ事
御方は心葉ら生をうみ

又はおよあるきうなるべし源氏物
くあり　この女別当ゝ川殿
御文はえひさいそと
半蔵ゝもの文をハ女別当の源ハ
ゆきすめ
宮はなやまし給に
舟ぬのうきなり
御ゝ海ゝ
半蔵ゝの也事なるを

事ゝひをきゝ
半蔵ゝのやるをすを秋ぬ物うくし
ををゝ人ゝ乃ゝ
御宮ゝ御ゝ
なるゝ
いもゝうゝ
源乃殿之也事
ゝさ事せし
光る光あやまり

武佛流日

源氏の佛と業之介となりて御
かしひをはあるべきさ佛事をし
たてまつりて世をのがれ
ぬる

三月ばかり
いたうなりて世事おもくて、とかの御
と物ぬのうらくみすぬ
いかに一おもひいるるり

大殿殿とのの事せ佛法をおこな
まつりなさるる時年齢廿五年
私祈宮下向の時佛事を秋ぬる
おはしいてまうでさせたまふ
おそれん

秋ぬる十月くらいとてのまうで
みなとのの
なのおりの大津やとて佛事供養
おはしましあるこせ

きたく

御音ずれあるも

[illegible]

[illegible]

て物をいまうとの

[illegible]

祝云なるもしるすもを

[illegible]

[illegible]

[illegible]門のもとの柳なりける時[illegible]

[illegible]葉をうりてはなのかをとめ

[illegible]れ[illegible]手なるさぶね

あのまるはかきれてとにのまはるあさ

[illegible]

こみるをあるかき

、、、

こそりやあるきん

[illegible]手のさをくりくみぬといふ

えきこそくまなす

[illegible]氏[illegible]を[illegible]

さをえの[illegible]なり[illegible]使のゆくとハ

業平雅れに後せ
流の清あり之海
寄
源乃元
女をてみそてまれらまりさを
ふるはなりてのうち
いとさきれあり元
秋ぬの清き海業平とうく俗立うう
清中ふんしおうを
うちはまいりけるおりまん

幼いとけるし日の見おさなさを
寄
山をはみをはなての巻乃次代年
うはあすうを先なる海下内八十
二年りりまそおりまを一後を
めて清うしれ山を育ち
ふくを事をはう
寄
所文乃元をうりを清人寄清
はせりかうすやを
ををの寄相

（ロ）春淺き紙燭を取寄せ　梅亭主在京

女子に問せ

（ハ）春淺きして紙燭を取寄せけるを

源氏家れの人々ふれをを

聞よ事りの

六条よりは紙燭寄相まゐれをひを

きて源八事内しの事を

うけゞ是をうの物やさ源りハ

源ゆの事蓬（ロ）事を源のゆり

ハ事をよてく事内しの事を通

てゝ事の物之うけゞ事を源は源の

をうゝ之ゝ之ゝ家報めさ之れさま

はてゝ事のすせ

ようさ女ゝなゝ

（ホ）六条宮ゆは

あの事おの世ましは

六条殿源義の事せ源の四

ゆりしてゝ

羅ふしたく候
武流方いさりなど武士いはかり
しし国なるを
むかしの御世を海
見しかれ事をやうやう海
あるをこたうさの世上はさうハ公
しせうりなるを
うひうなるは孰ふうさ百姓
ひうなへ

世人ハえはやりふやうさ事ハあ
りさうさを
国何をそうらう事はまこなる物
あるといはせ
中宮しゆり
為公用おハすなど常は三条実
よおりうせ
うをはりらきく人
主殿泉せ好ぬ乃入内のす

宮もとくらのうちさき人
林好の事を宮内卿殿上へ申
宮は殿上へ
人しもとゆれハくらのうや
元 御門跡ハ御ようきとて
ゆるしてくらのうやあんとかう
めしうた
ゆるしうまきて内のうの
林好の入内之儀式をおまかせハ
いたくまう事ハ
大内のうみたうけうさ海なりも
光もり好好の狩
さぐやたあるうなる
林好ハらいく物よりさ海
ちさてんよりハ内のうんけさこうれん
辛 殿仕ち居也
仏 やぐらう入内まて御覧一所
さうも

古歌に人海とも

秋ぬせ

おもしろきものとあるを

秋ぬをハ源氏の一ときみとてあるを

うちとけうらはあらひ

いまさみし冷の秋ぬ海ハこれなる

撥ぬり打けるはあらひ

おりの海ともを

權中納言ハ

中納言ハ女をとりてこひりぬ

をとかりのを

はむとをんまさしうし

弘撥ぬり秋ぬはあらぬ海ハ

なをきうしを競ひ角ハ

あるを

院ハ

年産せ

くのをこれはなとうなりをまて

世事なりと見つるまでなり
うりうりのまゐりの人多し
牛窪法人源氏参りの
所宮のくらと法しの事
秋氏堂や源氏より牛窪の浦めかり
のうの事あるを
さきのもろもろあるをしれば見あり
法之す
秋ぬの今は入内し法人ハうるハ法
ぬ人やうにあの浦ひかけを大くさ
ぬさまうるれの
おくとうの浦さきくかたはあて
ぬく牛窪の浦ひけうける海浦
きあるうまて大くさよ秋ぬの事を
りうまて牛窪れはりさをみる
あるれなる御宮きき
見しの牛窪の秋ぬの事をぬくた
りうまれ乱多のみるれをいる

あさくらのしん

は
不淺墓

いとゝたしく御墓

年産の御事と源氏物語

をそこゝろとおもひ

寺
秋好の御代事と源氏物語

みなもとの

私
年産の御事と物語

れうこちを源氏物語せる

ていなるうちにおもひ入こうた

かもと源氏物語

いとおもしろくて

光り秋好の御代のおもしろきう

るはしき事をいふと源の御こちを

御覧せられ事を

いとけうとうれ物うしひ

は
光いう事をくこと日也

ひとりをまに

弄
連て此様をしうさせみる
はあるを
あるなりとさてさて人目
源氏物語林姫を
かうしたきなうて
林姫弘徽殿のおハしましの
女御なりまりあるきこと
弄
音ゆ宮さうくしき
弄
藤壺宮の兄宮

私
さうくは連て此様
みるとなひさうおハさりとえを
なりとて
林姫弘徽殿のさうひ人は長
月宮此女此入内をはしらく
此縁しうさ長は藤壺兄
文みるの御伯父こと御女さうき
此ゆりなる人此御をろを此
きなるをれつく入内をさうと海

ちなみに
ちなみに
林はし弘徽殿の二人のはかれより
くはしきはしの半ばにて只今もて
みたまへる弘徽殿の別のひとはしの
はしにやとくの書なりは弘徽殿の
ちりおのもとに林はし角はいまこう
ちりけはしはしはしのはかれのおの
しりのもと

うへはしのもとの中ばしのもとけ
ちりのもとの
弁
上の御中
宋の徽宗皇帝は盃北時盃及
ばしいの中ばしのもとより毎盃の
上のもとにかたりのもとをれいの
うへの後の中ばしの御中の冷のもと
のせ仮名
はりかせのもと

おとしよりてはしくなりぬるを袴
をとゝ[illegible]あるうへ
弁宮乃女御
秋ぬを梅つかれ女御ともに
かゝるよりせまし
弁宮女御とみて袴をうさかはし
給
内にて[illegible]なる人の
弁 秋ぬなり

松
殿上人の中たちみな袴ゝ人と
は黄ゝまして此秋ぬの袴
をゝくうさきなるへ[illegible]此御ゝり
しみゝ
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ひ
秋ぬ[illegible]袴をゝくさきなる
あるしゝり[illegible]
袴[illegible]
よみしのはな秋ぬよりゆ

あるまてうちしくいまめさるの角
權中納言の御をいとゝ事まてはなれさ
まはいとくもてもかくのこと
上達部をいとゝをなりてうちて
面白くとゝもをめりありめてをく
いまし給へて
年中行事
かくて御うちあなたとうち或徹つ
ををしゆりの御こと
物うちうちのこと

物語の御をいとかきてうち
きいれ月ゝのこと
十二月の御こと 一部云 年中行事の
御をいとを
廿年中行事の御こ
或親の御書をいとをこ事の御をいとを
もあわせの月ゝをいとをこ月
次の屏風ともあるを物語の事の書
紀貫之の集のとりをとをもの

上一条院うへ申さるる事
とさたあはいろめる事ど
人ものもうしこまをきらんとするに
弘徽殿女御のはらくしみて清
らんせんとまうさる
いやいろうあて
秘せやは知事ぞ
たのもうたとてわらせまと
秋ぬれかくせ

殿宮女御のはらくしみて清
らんとおもうすことたしみまと
おもうきこしめして
権中納言の所ぐ乃わらくさ
意見 日本紀
むかしもかくやはあるもの
しらおはせがほしうりとと清
乃清せ
あれらみまくして中をしはらんせさ

せられやうにさこゆりどめ申ものや
みなとなと申ことはてたしはあま
りとの事と御尤存て給ることを
をしへ給へ
こゝろいのゝことを給るまゝ申ん存
ゆへて
右の原云は社家人をせられ給へ
奏字不審可有事 円裏書
多く給之紙云あるらしかして第
ゝ
ゝこれ渡せ給すかやうさこ
ゆりいとゝ申こゝ餅いのれ之ゝ
代給り事せんこ奏し給てもあ奏
字不審多人
とれりぬること
二条院へ
女房
豊上
長橋殿主殿者なとやれ之ハたらし

くあり給ふ人のみあり
はべ
揚巻めは馬鬼まそらなる生玉紫
八夷物りそ〻ものを苦り玉傳多
おもを
弁
祝へさ物りの
ま〻〻〻〻〻〻〻〻し
今度之扶妙八円九〻欠な生也
かれこびのれ〻りきのこ
はべ
と海あ〻の日紀之菩家筆府用
と今紀生活〻〻〻又後集を拔附れ
例之例
仏物〻ま〻て海月人生
私物〻ま〻てこは海子色氏活氏
半をを〻ま〻ま〻ぬ人なるも代絡
乃海り〻りまて海月心り絡き
ま〻こい也
愚年、仏物〻ら〻かれ〻〻あるそ
は仏あさ〻人と代絡のあ生まて

みづからいとゞ澄なまほど会
面しなれば身をあはれ
ゝ人々にとあるを一向しらぬ
れ人なれとなのまたなる一こと
しし

面そわれかゝ
源蔵の人々をもとめいと
ことゝ人しかれう
今ゆのの風よりおとるぬ

いまてみせぬはいかゝ
とまて見をあをを蔵の源より
らしの意

[illegible]るめりはあるの意
かゝをうてゝみ面りまを
[illegible]上れ有せあるの意むゝかは
源氏のまてのの源氏のまさ海とゝよ
ゝさなるをいと
[illegible]面の意まは如若し書ゝまし

ゆさまれしを今も思ひ出てく
よしなき事ども綿をかきつゞけ心
色わるし物をも
私
故ありてゆくへなきこゝろもち
を海の国にて海のうしほなと
ゝ思ふ心のあさましわれ
人原ゝ思ふ心あるなな
かりしをこゝろ
おもふあさはなくなりぬ

ゆくへなくなりぬみすは綿なの
事ハあるし物をいふ
或国にて海を白紙の海にたゝき
ゝ思ふ心のいてゝ空かな
ゝ思ふ心なとありとさまこゝろ
ゝ海をさゝ人はさゝ
さて紙をはさゝ海をたゝ
ゝ海をみせ

左源
うき世みしそれおもかけもたちいてやまさ
とれりしこゑの色になみそふる
ふみしかさともしのゝきみる絵あさき
まうしてこゝよれ共今の外しも此悠
色の外しきをとこ絵人は修に深なと
しれしみの也
弁
かの色の深さとは恨りし人への深私め
まとつなり
うき世こしとは左歌此御よみ見す

をゐ
中宮のりうたはみせなとてつらつき
廣意へはみをまさんとあ深りの石れ
わりまをとまつ移ことまゝ人そあれ
判
かへとなの御しき
ましさをえらとまて
うつくしきおもひはさやかに
此論まのこさあつりしのへるゆへ今浦道人

まれ人を始めしれさまにもれかり賜ふ
乃限りなきいつしの家なることわ
なよ一しれ御在上の事非作者のみれ
とおりしいかゞ也
かゝることゝもあり先の御せ
かり源氏のよのとりとちの絵ともよ
しせし給ふ事也
花もひの十日のかたとなれく
絵合なとあるへき様なり

さるへきせちゑとものひま
正月ハ諸節会以下政務繁き月也
二月も諸社祭以下まけし三月ハこ
といまうしぬ也
おほしくハ御遊びし取ともまさるめへくあ
みちもえじめて御津あれわなまてく
よきゝ絵ともを御覧せさせ給へきことを
いはれ我さしおもしく源氏ちより
ましく

ちれこゝをさせし
梅つかしこゝに居るなるへし
梅つかれ清らは
秋好女御乃梅壺よおりまれ候之
其のころ世よめつらしく好しき歌りを
二条町方世りあるの筆なりとて人かう
此よろわりとはかり於筆乃儀式又は伝
小野とこ条町方おもしる筆あり
清まらも昔ハいくれへしとこゝを

いまあらしきこれ居りさは
弄 実ならぬかなや
ちよなりまゝ清まりを
弄 こゝき居れハ清らかまし
私南庭人乃月をとる居れまセ
何れら他めとあるさや
ら他乃女房なりとも
内裏れ女房之
二乃まつのすゝむ

給はりしかば
中宮とまうせしのち
藤壺に
かくれ給ひしにて
藤壺といふをもはばかりて
角
とてかくれ
藤壺にもかくれ給ひ
はてにけるとぞ
藤壺はてにけるとぞ入給ひにける
とをれば物はてにけるなれ
角
六月八日はてにけるとぞ
めでたくみさかりにまさりまし
給合は二度あるもまた光はまさり梅
つぼの御方にうらはれ給り
合らはれたる度のは御度にて梅つぼ
はれ女御とまうす度女御より給よ

合らまこそ女房のは清後とて梅つか
れ女御とさこそ後女御とのの御袴よ
合せのうへ

斉
右梅壺　左弘徽殿　（はなるる　カ海）
花鳥しいかうのし宮ものとわ
うまこそ物てのやや袴合はこそ
うまこそれは梅つかまとて花ゆう
あつと三月十日ごろと又後こと
ゆ弘き後し梅つかとあと

紅
山吹を車ちうあなうちうみ
ての宇と左右しかれかく梅つか
ここうあしなるあ山吹あ
かれうの女房はみれう
あしけうう人くと中文の系
まうあ弘はあの人くのわうひ
けうしゆうをけうしまかあうあ
うあとり左右しうわうあ梅代
かし弘徽後ちの袴を男園内上

て合はせさせ給ふへしとありしかは色の
御絵と梅つほの御絵となりしかは
左右に色の御絵をたまへし人おの
絹よりも梅つほのはいつれも一の物なり
ここさ定のはいとめてたきものなり今
度の絵合のおこりは此二方の絵の
勝ちまけをとりくらへられける
ゆゑりつきて此事おもしろみあり
又末のことはりわかへともいはれ

色まし ゆゑあるにこそ色の宮のにか
きりしをはえみそとおもはは
うへ八内裏の女房の中宮のかた
〃の女房〃もかの人々のかたなるぬ
もは此絵ともをえらせ給ぬこと

花鳥の色をもねをも

梅つほの御かたには　平典侍（ヘイナイシノスケ）　侍従内侍（ジジウナイシ）　少将命婦（セウシヤウミヤウブ）
弘徽殿女御の方とみきの方人此三人や
天（む）徳の歌合には更衣典侍命婦

なし方人さうあり 山伏合りも
其例をうけせり
右り八大武典侍（ダイブノスケ） 中務命婦（ナカツカサノミヤウブ） 兵衛命婦（ヒヤウエノミヤウブ）
右方ここさ変なる
ひうくさいりせしくまて
ほ 之減し山典侍下北花殿紅葉
し出し山之減し出し月し殿
出花殿せ
私 いうこうは有減しし物しまさう

扇の絵
武清流りいうくこはこの時半ふ
さりさりて
しなる人せ
まりはうくまり
なふ竹ここのはいてさう夫名書
ようしたかれうう
ほ 竹取翁 右扇清し右作者不知
有疑廿二帖
十二帖し
右方勝利云たりあとりあり
物語 原頼孝し
料うしたか

手
きけとも梅壽方
ちかく・ちさ反　竹書同之
万葉十六ノ竹取翁事わらう
也はおうとうとしいかうしてお遣せ
ふる
武物語説云万葉ノ作ならすあ
ふはしの業平をいふ六百番の
今ノ歌ものうしてはしさろ
なる物語乃ひとお遣せり

私云歌同答たり都かたり
物語乃大意をいふ竹取翁野
山ノ竹をとりてはしめ中に
ノ竹一ノ中にきらきらしき人
三寸なれ人いとりてて
ものを三月ノうちにおとなる
人となるかうちにうらうら
ノ中に金乃ちてきさせ
なるをみるを此ノ名ノ利

行のうや姫せけを川世界れを
ちこゆ先て追拒一宮殿は舞
真姫れいは風うしゆくおとひ行
ふ物をふ坊拒りんうれ仏さ祭
とはみゆ一つうりうん寺も
う恵上行こ心角しいもの石代
くものみこは佛れ山ふのうちを
まうりうのみこうは菩薩菓山よ
拒を拒う金を豊う白さ玉

をみうさふまあうを恵う枝とお
まそのえいまをうはとうまり
うあうう失れ行つこのうハぶあを
まだうれうれ仏は彩ふうひ
なふみ色りれうを恵ふ下を
いううりうれみこうをれ
うを恵ふ玉の枝れ行を生うを
ておりうふうをみれ枝れ金
ふうくをいまうさ拒りうれとあうて

うまれし時うやまはしとかしこまりて
みまはりの葉をさしまゐらせ枝
ぶりあるをとりいだしてうへ
たまひしの御はりは王
けいをいかんひ枝をもちゐ
ひてをこせしてあらぬを
うゑ給ひうゑ給へをも
ふるうや姫宮はうけを
はしめ給へとて宮中に
うらうらてゆかしくうやを
ぬうまいりあるといはせて
うまりまをいかんとも
しとまれなりぬ

六百番の歌合私歌へ

恋中　一番

たゆ　女

野花

孔雀

うまれしむ野人をまはたらき
ものとしかるうそは孔あひあり

右

わかれぬる日よりなかなかなりけ
家隆卿ねせもしなし
右方中云た所ゆけてハ行り
こしらへ入れうをきるこゝろハ
角うさう沈れ入れあるもや
陳云たちもけこゝろ物よ
芳葉集りてしたり酒て又
堀川院百首師時卿ものもとうれ

宰蓮

こよ然り
右方中云右方家隆卿ものもとうれ
行々必野うるもきるもや
右陳云子日わかれの手をうる物
々野とひて漬もや
判云右所行れ前半たるたをハ
物ものもの物ものもの物ものもの
てあるこゝろとしひりもと為沈物れ
あり、一ものを万葉集りは只初之者

有為行れ山為春月釜岳を
を忽値夢人義募九ケ女子百嬌無伝花
若き山異せ之つ山事を今野拾
り深きゆ結ふ為にあ之為
多葉り為徳よ之し之ゆえ
為人中と伎集は源の和を氣後
假名八身為ふ為而伎頂ヶ點
を以に作と為かるけ為
之れ人為點をを拾為之き

千師時卿流以同前なを通伴
為并九ケ女子ょ京中会行安
初ケ若頂定點をくゝされ
為拾り之を以訓なを之り八章字を湯唐韻ょ
も為ケ之と川きり小野章名
字し為ケ之号して為ゆ流の行
伎ては之け宜まゆ何を以并九風
拾を之ケ為ケ千なき之に為し之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なんてう

私勘堀川院百首 康和元年 師時

[illegible]

かみのよしをしるせり

なよ竹のあわしまもの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

古代世のにしき

人の代にしきをしるせり

人ゝもあわれ

かみのよ年をもんまハ

上代(ゑ)

世代(ゑ)年をしれとはむかしの

云々富士山を いかゝ作世も
いまし
月をうらめなんうらとて
右方の袖に 右方の竹れ中をうて
さうまに右方より ゆきうちにうつる人々
ふるや
松なき所のうらみといふうち
まて右方より うちうそいかゝ
袖とみるの 松なき所 ゆきうつる

とをけまうも 光八早下りて
ふる袖に 袖に右方うそうつる
右八うやあれ
光より右方より竹れ波より雨
ふる袖に
市にをよりあるとかれて
右方より月をよりあるんうとて
みちをあてりふる葉に八月より
天上にうつる中八月まるとこいる

さまざまたるこよひのてすさび
はかつるあさぢはらにさかりをくれる
わらべ
ふれ世のちりはいかの中にむもれぬ
をもしるべしとそ
日ぐれ家のうちはてしかすえて
竹ちる前の家の内をてしかうき
もしさかりこさいれひろまは
みとりもめりかとまつぬ事をかく

右古氏宗長
多賀野一本

ひとりしやう月
あへの前ちれるよをとそ
とみれとうかかす時ふさしうち
はうやちはは上東の天人をれは下
東の九まを撰をとひう事なとは
あるまうこと
さはしくれの事を取りしを
ふなをくしく行れ前の物語
しあるはあへのはうをみれ今

まことにおしへ色かねたるみちなれは
こゝろありし先より色まてあそふ物と
ちれなりとみをくるしむるところ
ひたくかくや姫のり色ところのさ
さまてく大和まみなるは先よりや
く色をしひとて先より人さまてあ
らぬとのことの色をて先より色まさ
ふ事なりうまとりお色作りしと
比事やてきさまりと諸物かさりと

りうまとりていてみ色あまよお色をし
ことはゝいまさに
廾
衣裳のまをたとへは世はなり行れゆ紙
りおわかくや姫は天人なまゝハれ
人りけりしとて雖をなりこ事も
たとみえる式は蓬萊の玉の枝は
大蔵の儀文徳の皇の申すや
もと貝なとをしれてらん人も道の事
といひしよし此安倍の御門渡唐の

私をもて金瓶を置て二の水をうけ
川のうきはをえの水をうけ
ふかく火をうつ入てもつみるに即燒け
ときの曲をうけきは半をみて焼
すなわち

東坡詩云　氷蚕不知寒火鼠不知暑
神異經曰南方有大山長世里夜
火風雨不滅火中有鼠重百斤毛長
三尺可為布若不淨火燒之即淨

号院布也
十洲記曰大林有大獸如鼠毛長三四
寸取々似為布名火院布有垢汙
唯以火燒布而良久出振之白如雪
李嶠布詩云暘泉氷桂鶴院火有
炎光是也
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人之筆革のいそぎかくれ事をし
日まのうい河ぶ自まのりて為うよ
一まそ也れ枝を遣出さく姫りみ
殆きり時玉遣ぞうう土乃まて録乃
未下を責ぞうく偽あ〻乃まこの曲
あ一見もうや姫れ袴をうし日ま
きうせその時姫の所りはしかも
ぞうてみは出くさきれくをうさまるを
れ枝ぞうをきれ人のあり　は

失敗の皮をりきあ之まと人のうう
まてあ〻ぬあををこせうせ
私はくうきれみは我しい河く
ぞうてきまのうえさけくうう事を
うしるせ

あやまちをすす
ぞまら殆きれ行れ物沈乃謝ぞう
まりいひぞうう
袴はこせれりう

巨勢相覧

一流云巨勢金岡相覧国人也〻但如
高名録者相覧猶先代人也金岡仁明
天皇時人也承和四年九月五日画御障
巨勢相覧者金岡之子〻〻金岡寛平時
人為真子則可貫之同時人

金岡子〻〻

勘除目成久抄讃岐守白従八位下巨
勢朝臣相見 昌泰二月除府執事

時平公

てはきれたるさま

紙貫之 道風貫之共以能書也 見水宗直本朝文

かんやうみやうのさをはいして

紙色人〻染て色紙をすきかさねて

ぬりたるは唐倭せうそくの物

いてはたらうと

図〻〻もちゐる字〻〻字可為

心ひ記みとも書とぬりもてぬ

[illegible]色[illegible]なるをみて[illegible]
後[illegible]
こいる

[illegible]きはに[illegible]おかほま
[illegible]則右乃丈人[illegible]物[illegible]を
かめていは[illegible]
[illegible]河[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

梅檀本[illegible]に琴を[illegible]
[illegible]琴を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二三[illegible]時を[illegible]
[illegible]琴[illegible]
[illegible]琴を[illegible]
人のみと

天四位半をいとなもし
なりびかりこいねぬ
弁　たれ方人在をほめて色
きなるもれぐ
ロ　色乃むあもは黄むかの海
忘ハ代初のもてはみちの坊
ロ　たまつ少志花るし常則　天磨し就
畫工やし
本二以小野道風　三四位下参議筆守孫
大宰大弐高経男

弁　道風延喜年産時代人也筆跡六体
風もはたあらしのもとなりとかく
らて道風ら色紙ら出ら
たもはのもの自作
弁　右勝や
ロ　方ら山方ら跡をくる色
もと
代よにいせ物かさもら上三位をハ
せこの

は
伊勢物語 業平作れ有說し 上三位右物語の名
や 上ハ正三位 卒作し 卒上下之し
弁
伊勢物語たゞ 正三位右之 又右母ゟ之
こさやりせ
円もゟありもゝゝし然ん
正三位乃論れさ為すゐ之し
卒円侍
右方此人之
弁
同

卒円侍
い勢乃海れ海ゝれ似と多さゝしとて有り
みしわしく浪や布川也さし
いま然りしこき論を実般せしてあさき
物語の名をハらそれ見さゝゝやゝゝめ
と伊勢物語をとしえしてさしとせ
よれねの也さとれ然さはくらいさき
まゝり
む
正三位乃物語　右又せ此物語今世
りつさりす

私
正之位の地濃をかたりいひくるを
と葉之伊勢物語は業平歌
なり正之位は狩物なる角ゆゑ
りいひくるを角りの代物あく
半ばその代
右のとけ
むかしこの武のかい者を
はくのたの勢物語をよりひくる
さまさまあるべし

雲井なる色よりはひかまれたるよから
いろのうつろふるうつろふれ
むかし雲井は正之位地濃なるまて
ものの色ハ伊勢物語を云
なりかた
弁
正之位乃濃よりあるものなるへし
私
正之位より雲井よりあるまるす
なる角
或正之位乃地濃より兵庫代大若し

いかなる人にて後は御
[illegible]
[illegible]
兵衛尉ちかきみの心ふかさは
河内姓
上三位物語事おかはきみは氏
女にて後拾遺後撰小倉百
人一首の作者
私 [illegible]

とあり
又正三位の中納言なりしを
さいゞ中将の名をはえぞ
在原業平朝臣者四男河内守保親王男
也仍号在五中将之母伊豆内親王
従四位下右近衛権中将兼美濃権守
元慶四年五月廿八日辛酉卒 年五十六 見三代実録
国史曰躰貌閑雅放縱不拘畧無才学
作和歌

勘物云　顕季右　在五郎中将さ

弁
藤雲の勝と定めつるを

私
兵衛の大君といふ事と藤雲の詞
をとりたるを

藤雲
えんかめうつす事めつ於んこし色みし諸
おれあまのみをくしためん
伊勢物語ハ牢増めうまて也　れ左不
中将をとはえいひそさうしと也
武清説うしと雲の清寄之わり清方

私
ろをやうら
えんハろをや
須えんかり
さらめトこ
いふ事し

花よこの物とれてあまの名をはさく
別しこと事とあしさらを替るより梅
つかれ女御の寄とありはさり
作の毒同

私
此寄花おやまる毯とこそ見れ
より須す

む
うめりぬつ於んとはさらのみかまる
ふるさ云梅並りと我宮まて候ハく
伊勢ふゆしくむうかにょりて伊勢物語

を方人しのまに滅りさてゐる事てう
あるまきり
かゐうの女事しまて
女れ々りまうせてあるひあゐ海
をいと
一まきたしの量をたくて
結句書肝要ことあるなと伊勢物語に
之位より後家義乃事やさてまては
用しの合と

松

山路美義ゆ一まきり銅をたてとし
はるうゐれ女事まてさるくり
一まきの円まそし銅を量しあそ
如しいたるまて少結句れまのすこ
いふいゐ山を四ほうあれ
まよゐ海まて
むすこうゐ
うゐれを宮れをかさりをた
円のし世文の事と四方の海は

所宮と申しふしあり
私 花鳥より此度の印裏に
御湯と所宮幣帛の御湯とこの
事はなつかしく思ひ出られ
撒度とのみ湯とみたりはなるに
乃し宮とこの湯はうるはしき
中宮の御湯とこの事なりしに
さるなりとこの人なりとも湯
をみなるなるにうるはしと宮も

こいなをうしの御湯と宮御湯
りしはなるはありうるはしとね
をもの
又此印度に湯合は中宮の印裏に
なりうるはつなりとなりてしるる
さて後度とは御幣はとあり
と
たし
御しるしとなりとあり

源氏乃あはせ
おもしては御まへにてきれらは
弁まさ上れ流素にてなせ後の畫王法
弁合を摸せしと
私は絹にてすゞ御家は中宮れつね
にてやとなへ中は絹まり絵合なり
色さし?せ
け古寺物合勝負常例せ
寺薩寛平菊合

永承六年内裏根合郁芳門院前栽
合寛子皇后宮扇合上東門院菊合
正子内親王繪合壱
後拾遺集正子内親王絵合し侍りし
まかりかねの御子さきにてなりけれ
相撲
みなと搦て浪れなりみなさなり
御むさしの玉川乃わたし月時前も
あへ

中ゆとうれうはえすこうろ
初会淋会うはたくさん淋ことやく
きうをうねてえすおしをひし
ともをはあつてくるの淋丸半と
かんとうあしのてきまれ
たけ辻の結をあうりしをんの公ある
ねし
えん御公はうしん
淋合しまつきんつひと

かみ淋をくのうる
苔はうあうさうるとまの世は
紙うくをうえ淋といと
まあうたあかん半ハ
淋丸銀うにゆあうくかせんはず
いうさうの淋とと
人ゆとみ淋でうりれさまをあまて
中御公ハゆうせ淋くとと人うかて
うあく銀ゆと

はなさき寺と深窓　秘蔵の花かんせ
くあり
院ちとうの寺きこせ法て
寺　寺雀と杉はなりあり れたるあん
しや
うのうちのせちうとと
寺　寺中帝命令法せ
私　寺雀ちまとせるよ海の海を
はなり

えんきこの御て法ら
桐壺帝擬延喜帝事已方明と不
及矣論
寺
相壺ちたしたるんとて
りちの代さまと頼
又わの代の御寺もかせるよ
ぬ　ぬは寺雀のうの御代よあるとを
相壺御門のうせるの御法りかれ
うをうをいかせ

かゝる御宮のくらゐをもひ
拾つゝ此宮にくらゐをもひ時
の事
弁文御下向の時は大将殿より行幸
て別のくらゐをゆるす 御宮内の額
りさまの事 梅壺御所の内
儀式年薩院御所より
ありさまにて 公義 かりせられてゆ
殿の後さかあるまり
おもうて 四位ばかりなかる事
えゝ行事
かゝる御所ばかりくゝ
御所ばかりを 年薩院 おもひ給て 公義
りかせ
さうしろ
公義 御所 弁 給ふ
女房 巨勢 今国源之忠
えんしすさ
さうぐ

はな葉はりとりかたに梅を挿てさ
ふを為
敷よ遠さる沉乃苔は沉の苔を遠
る袋り入をりや又沉と元
まするる苔と仙わ色さまや
るさくめかしは沉あり仙葉はり
かさり梅をしるるさまるう
る花をるる色りあねをるる
るる新葉梅をを沉乃苔るるる

られるるてるる笠乃仙葉をみれ同しませ
松ず出沉まてわ物をしるる笠
院乃笠上をはるるぬれを申ね
昔八円裏の昇笠をはるれ人を流
代昇笠をゆるさまあるあ流乃
昇笠ゆるされるも円裏へ昇笠殆
めるあ利は人は円裏まてを流り
てを昇笠ゆるさまるる人なあ昇笠

世人は多くは八幡宮を
御ものせうと申
給ふ故に八幡宮と
申すなり
汁
汁くしさなり
薩
方こうかくし殿の
うちを忘れしと
汁
牛丸御所也
牛薩院の御所
牛丸宮丸女御の
内なる者ども
御ものせうと
申すは櫻丸を
申すなり
訓物ものせうと
申すなり
申すなりも同
也所宮丸牛
きこと
牛
なりと
内なる者ども
御ものせうと
申すは櫻丸を
申すなり
訓物ものせうと
申すなり
申すなりも同
也所宮丸牛
きこと
牛
なりと

[illegible]をいさかおりて
[illegible]の具をもこれ[illegible]わたし幻術[illegible]銅
合を作りまうけ[illegible]より[illegible]
一時半産院乃[illegible]半をおひ
[illegible]者のこ[illegible]こ[illegible]
[illegible]せり一動
楊貴妃乃[illegible]
[illegible]方[illegible]
[illegible]て西我謝[illegible]上皇と[illegible]
[illegible]半産

と今太上皇[illegible]
取金銅合名折真半授使者曰西我
謝[illegible]上皇謹献是物尋旧好也長恨歌
私楊貴妃乃[illegible]
[illegible]半[illegible]
[illegible]
[illegible]
円の[illegible]
[illegible]時の事[illegible]

[illegible]流の市弁は変りなくあれ
[illegible]ものうちとみて[illegible]
利

弁
沖代の事は[illegible]
図あれうは禁裏の事を云弁雇
代市のうちのうちをあれ
[illegible]せてなとの事は[illegible]
[illegible]方を[illegible]
こみえし

[illegible]
漂唐紙
院のみとのうへ
雇の秋ぬりの事を[illegible]
なり院のみとの事おし[illegible]
[illegible]
天皇[illegible]
[illegible]
天皇[illegible]院のみて

こと色し帝の字をみちくむ色
但しつぬを八帝とはいはぬ也
おしせよりゝ色さ侍るらしく
関位をさるとの色の事を菩薩の御
様体之位とておりし給さく此林なな
ととかるられ入門させのよつき人々は
今はおかりのまゝにほの御入りか御ゝの
事なとしめとく入門なさ人さ事なりぬ
御入りしこるさるしの色のをおたりて

さ侍之
おしなさと任しゝしせ
朱丸源氏ゑとし事に任しく其丸
色しとせ弟子記之
色みしかさの御むらなるまや
勝(む)月来丸御事をいゑさ
弟(弄)子初之後一のうさ其おおし事之
関月
院乃御湾はききいれ宮あとつくりてあ

乃女御の御かくしたる
弘徽殿女御之母二条太政大臣
のまたはたの后にもなりたまへるを
年葉殿御腹なれば年毎に后乃御方を御
つぼねとあり后のいとうつくしうおぼし
て御母の方女御とおぼすに
おいらかなる者もうらやみ御
腹月和年之御
うれはしきさまにて
年

三月廿日あまりの比桜童と弘徽殿
乃御給合
年
右桜童は弘徽殿西の御方南の
女房はけうとくひよわなるを
みくるしくなわるる
年
女房のけうとくはなるを
年
女房はさまひとしき童盤なれば
給合の御装束は天保四年三月廿日

裏斉合を模して、さながら清
涼殿の西の庇のごとし。北半畳盤
面立帳台南北四間為左方女房丸
小二間為右方庇後涼殿南小廂縁端畳
為五位侍所後涼殿簀子内侍所西
記ものを
天徳四年内裏斉合西宮記云其儀西
庇清涼殿新帳納仁寿殿也男女
同立帳台 畳盤飛 南方三位侍 北帳立
置物帳 在清涼殿南 南北四間東清涼殿為
左方女房庇北小二間為右方庇北庇
後涼殿南小各廂縁端三枚為五位侍所後
涼殿東簀子廂後涼殿南小相方鋪長
畳為侍所南小庇各畳三枚為上
所召人庇 七条清涼殿西面也
清説云指撤清涼殿西殿中後小都
殿上人はこうらうでんのとのゐ
ものゐ

ちりうてんハ伊賀ゝ西

右はちりうてんのこゝろすがたれうくしき
物よハ紫地のうすもめりさうしきはん
びなりれうのさなり
花足（ケソク）は机の足之藤もゝ被物之
地紋之
天徳年合之方例須紫檀机藤芳机
紫檀地敷しし
今案之方給は紫檀の台よ入て藤芳

本ゝ天徳年合之こゝろ花足うをゆゝ下
ゝくゝ之色ゝ一共変物は紫ゝの
御之打変は机をもゝ〳〵うゝきこえ
ゝゝも紫檀之をうゝまて御りこゆ是
此御を地変ゝ天徳年合之
うゝは六人あるあり
あゝ之は色ゝ并ゝ赤ゝゝ
なり

（ロ）天徒童女の人畢文臺さし

（ハ）竿ながらく山付給ふ

又の方へさしさみは童女の色よ

きもの色ゆたかなれ物

あり文のうりぎし結ぶ

紅梅そねはみか袖せあこ八二十三を

をめり地右そ八二十三を

黄をりも背 西し筋紫裏有

右はらんのうちとしたくえら

しさはあをちのうちあのひ

のみまくくの公そ色ゆ

（ホ）おゆひのくしは各くの弟そま

りよりひむをひを結ひ物机

四の足をくみの乳足よりなく

くらく色そ色ゆ下濃之童女紫ハ

九八右色右はき色之舞の紫ゆ

くを

（ヘ）天徒竿合方例須河机後香下机後

縹渺文盛物北麦今東方絡は源
義り入さりあるくはいまあるくせ
まるうりみなかなるかまてはたまる
ちはんてをせんうは流のあさきをを
為下机をはたまるかけ打麦ハト机をけ
る北麦まはたの白の帰之あり此
のくはは義是をうくみうるみをを
やはは海うは文くの糸まて結ひうは
ちうさまうはかつ　天徳の例

須も流流番を用うう北麦はあさ乳
四ことあるとまはは書北帰之はうか
をうる

物合風流事

天徳西宮記云左方令巧例須二机一方家
上自御湯殿西廂献童女一人着色寶匡
執銀花柳枝下居御次小舎人早負指
例須置寶匡前如御記者わかをとと次左方自殿
上仰方余上童女一人執北麦し御前排

如右次童女四人畢例須立花役上小舍
人二人於御下取仕置負指前し
永業し磨以下依為以後例畧し風流
結物之
ふしはあをやぎのかさうやうき
うねのあこめきさり
むすめ　ちうきよ柳のちいさい結物
の御きさる之
河海云花童有女在青女六年此業
をかさうといふ色ゆ今事地変れ
きたはなりの柳とみえさり花農
右はる蓬ふかさうる之
并　青女りりを芸りわ作りの之
一ゆあをれ青にあるはるも
れ芸のまうる柳はまて
く裏きをいふ云ハおもしい之
日　やまのさうるれあるは白うとうた
裏芸人なりを花やまのさとしまて

[illegible]をくらゝ山させハ
ぬ[illegible]一動
おもゝ[illegible]かゝ[illegible]
絡の人[illegible]こと
ら[illegible]女房まゝ[illegible]
[illegible]の女房[illegible]は曲物筆絡[illegible]
[illegible]ハ右をいふ[illegible]
のもの[illegible]
[illegible]た　[illegible]（右）

私[illegible]ハ絡の机をゝ
[illegible]ハ乃裝束之[illegible]は絡[illegible]
女房なる[illegible]た右をゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
源氏[illegible]
[illegible]の日[illegible]乃宮と
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]事をいふ事とう
[illegible]おいとり言なりこいつぞ
その中に[illegible]事を判してぬる
ゆゑ源氏の[illegible]たゝれ奏しる
[illegible]事問あまなりとゝ[illegible]
なるべし[illegible]ひをはつよ
[illegible]みゆ今の五人[illegible]
ともぞ
こゝのうんざつうまつる

給をゝく宣の[illegible]は判者し
[illegible]
まいの[illegible]
[illegible]
[illegible]
しゝとゝに
式今案[illegible]方[illegible]梅
童[illegible]
[illegible]

こあつまりさき後てを月次の絵様中納
言為家卿みられし紙絵よ
合をらるこみえこまはなりし紙
絵様中納言為家せられてさき後ま
いくさらに前の綱しる花
私は紙絵しいかの色のこと
あまこハ物つくるの絵はしはとみゆ
かみ絵はうさこまりて山水はゆうあ
紙絵くさ者をえしかくて中将家乳母

こうあるさうしせ題絵なれせ
昔は消りしあうさしせ
或をしまたれ絵の事こみえこ
私は紙絵きさ
紙をつさてうさこまこうあれ
をうくこ者みしてはりいきも
をみせりくさめりしこ上と葉よ
中納言もその仏はすはは世よハく
かくりうきみ絵をうこの事

をとあまてく紙捻はさきと反れ御捻を
ゆるや
拾遺第九雑之歌
ちとひきる所をと
以西乃あさくらあれをもしれほたに
ちなく

不取古也
可見
紙捻は山ゆれなとなれとみせて

きとしとよれうきそうは義のいき
かいありて今まあさくらあるを昔れ
ゆしいそくらめと
あさくらいのれゆしをあ年中文
おりまはく
朝飼人西乃漳子をあ年御蔵と
うきくらへ
武御祝屯ゆ西漳子こあわとうき
私清濁愛ゆの同ゆ

姫うち之給へ歌さんと
為雲井の雁をもとめしうすみま
せく涙の雁なりとも雁人と源
も歌ぬ也
ひとりとおよりしくにけりいら
源氏 題
源乃河をくり乃之
たハれうすれとたあるうてうと海れを
いてさなるう

平
たゞ一番ハ猪ゝ也今一番なるべき対
源氏の涙と為
平
寄合ゝ負ハ
合ハ合紙なを例源ゝ
てゝとさハまを
物をとまるや
私正子円親王涙合ハ紙云 左兵衛督 平十郎之 祠
器ゝてかくすのねのをまま
ゝけてとけ今ゝ残山

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
源氏物語おハせ時を人くれ
ばりひしは幸の教ありとこ世と
此給の高砂書をとをみるり れ
ともひらゆるとおりきん幸とハ初
かきよみてうるなるとこ
ゆるの事ふんあれくにうきませて
源氏是給初巻字り姫名をとせ
ゆうきうるとうるなる物ありこ給

なるの物にうるとこ
まかれくりき日記はあるを
ゆるりきり日記よハゆめと
私人日記記ん真名をハ姫
名まるまよ初をうきこの給ゆるか
なる面ゆまりきこ日記はゆ
源氏ハ面
あり是なるうきなりとゆ主るをうび

[illegible]
天徳年合の時勝負九〻
[illegible]
[illegible]
源氏物語の事
[illegible]
勸盃事　天徳内裏歌合
[illegible]
[illegible]

見西宮記

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

流のながれまの世しやり
をしり相清門の浦人清敬卿の風
を法ずる也

桐壺帝のうた

さいうくこりなき物世しりぬるもの物なる恵
あわれいとくすらあれさいうを井とれ
うらめしはいとせかれぬしうん

顔回不幸短命

海浩曰有顔回者好学不遷怒不貳過不
幸短命下死矣今也則亡未聞好学者
史記曰顔回一簞食一瓢飲不幸短
命死 仲尼弟子傳
白氏文集云文人数奇詩人窮命

たれかそくしもしれけてと人うきもの道
うき花ものあるうちはこれみちなるか
ひうとといさあ世法こゆ

ふるき人の歌をえらびて人々おのゝ
なをかはさのゝなりけり
命とはたゞ名のみなる事はいとかなしき
物うとく絶事あるてをんなかをを
殺人をひしよりはなれなるはさきの
事とをもへとをれる事をなわ
ゝ絶ゝをきてハこゝろまくれなひ
てゝ心ゝ絶やすあるゝと源氏君
ゝとゝ絶ゝりさせをもへる

をもふいとかなくのあをし
なをなを人のをもふれらす汐書孔子
いつまとをゝれなををもへる
世を改事をは絶ゝをもへる
ゝゝ
ゝゝ
絶ゝ事ゝ事ゝ
してみやとあをひしみをもへ
おをもへをゝ山ゝりよ
源氏　満佐の付の事也

きこしめしなくいたられたる
ゆゑにはあらぬにはあれいとりかなり
はるとも義のゆゑかなりあるべしと
おもひかたはらさまをこそ早下れ
と葉をくゝみたるこそ
はるとりのてなくてゆくえせすなきさ
きなるべし
上覇より海のきしに流れくるれば沒
れ出るうらに佛宮寺に対して海の

中略

すきくしきさかなうなのちれきさてな
ゆりれ出をは半ぬるゆゑに
人なれひたるさかなとは海人と月橋の級
なまれけえをはしらるちてなるぬき
わさうれと
見しらは佛宮寺に出家の級
みちくしの物のしあるとひ下れん
はるのぬうさあるさをまねとをれ

かうりうえんよりあつまるを
何れなりを師匠よりうけてはなり
ぬ物也自骨ゝ量所要ゝ作事と
なるべし師匠ある事は若う者
てうあ事ゆゑ初なる事は
なき物うとやはりてのを事を
ぬてとうみちとしかり事しうあやうり
むしゝのゝかとみのゆゑ
遊仙窟云　囲碁　出於智恵

碁ハ左伝も三不能よいあり事
物うさらうなくみゆるもろもろ
さしかな
はなはだ物うなる物
私芸分して能て云とせとちと
鈍なる者ハ天性の器用まて
碁をとうり事あるとき碁の別
智恵の別勝こと事あり
かさうりをゝ

ふるさと若うの川辺
家ゝ古の中にはは
さもさき家ゝ人〳〵はるくさひとゝも
人うせわるかと
こゝろと文をうと
ぬはをかゝ
武さは家ゝさはみこそ
をもしての名をとし
世義ゝ只い家ゝ人のう〳〵
私位さうさ人ハ性なるを
はりの人ゝ世ゝはるゝ藝ハ右別
のうをゝしゝ義
院の御ゝ三ゝみこそいしんう
院ハ相垂之の男女ゝみこそう
いるゝし物をゝ〳〵ひし事をゝ
ゝ上事
ゝ代中ゝとこりそて多清ゝ礼
てはゝ人う市ゝせるひわり

御宮氏源氏の事をたゞすに
世のみこそたちみを物語り
うらうわさ源氏はみと河内より
をも色なるりせるひしかうれかあ
まこの何ものと扳辭なるもと
文さいをはさる物ものていうす
色より源のさゝ〳〵の藝法をそう
なるもと
文(むし)文ハ世と藝法なる事之中くハ

御りなりをたゞは業法ハ道より
道をる事ハいるをうきと之源氏
乃君諸道諸藝をさりあり事
を滅滅の一世ハ源氏ハ世ハ氏
伝乃例をとりて居る也
源氏(幸)文をハ氏源氏伝ハ氏
源氏文(ハ)草書畫工吹笛數琴源
琵琶事
信大臣 源滅中源氏 ハ小をハ氏 傳ハ氏好讀書

兼善草類畫工畫畫丹青之妙を
上天皇親自教習以吹笛敵琴を
伎思く所淵宮寛喜微古し
琴を弾せる事なん一乃けえ
源氏藝うちとる事なるこ
一トヨムこ
うあをもおりの海せ
藝は一三の沒事をひとそ桐は
門をうりみおりり先り世人と思う

はうり河のうに淵は色なれ
ちうちうものよこ
ひううまさるふまて
まさるさはたくなるう迄
一動
松源氏淵なはあまりう海
てをうしうなよりこ
ちみうさの上すもあをうう
若は上なとこ乃なりさ海とは

ゆき
かぜのてきりかぬさなり
おもわすすまをうをゆくまこるさま
てこいゆ雲とあまわれすよ奥をむ
かやりれ四
ろ氏なきさやゝ院乃れとさていぬう
ちしやうれ多
佛ゝれ相伝門の伝事をうけて
ありれ多ゆゝ

廿八日 寺
あまりれ月さいて
ゝ光の絵会はすは
しるさはやさやゝ祈と
伝教の面もさなりて廿九
月はしるさへぬりゝ 卒日
大ゝさのうゝ毋きかなに
月八伝ゝ祈ゝ
卒毋りゝくゝ
ふんのけうれ

弁ノ内侍
書司　女官之和琴をわるるこ
先和琴をつくされ奥之
事は古今にみを一勅
宣
李部王記第卒ヲ年新嘗祭ノ
召書司ニ令ス　称唯仰云れ平宗宣
万寿礼書司即取杖女　俗琴名　置ク
御前ニ
今案物合乃後ハ多ク用琴
和琴書司ハ女官ノ名之俗琴を

はさまるをもて和琴をもてなし
乃はらはらとしたる杖女は宇多法師
りはひとりの和琴也
ものつさ　蔵書寮被細墨代ニ
墨之取之
物合後御遊事
公地卿公卿并殿上人　左藏人置　侍従昊　天
法花下ノ人相交ル由見御記
業暦永業永共無ノ人永業根合之

時　主上令吹聴笛給　見上記

私云書同

[illegible]人權中納言なとなりし侍りしに

[illegible]

源[illegible]

武[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

帥宮第を御所とする也

おなじく琴

源琴り御所也　中一上ゆとみれ

少将の令婦

此人琵琶をむくへ給合の人数れ

方の方人とみる

うゑ人乃中ゆとれをりてを

御所

御所はさいぐうゐ人御所と

ゐる　聊爲ゆをハ身可也いり

天徒可合　徒ハ有御所雅信朝臣

御子内侍　呂人等雅　ゐゐ

あけうるまに花の多し

此時代さまをまひ舞りて人家へ

うゐゐハ中宮の御かさを

天德大臣夏裳一襲

大納言白合御衣一重

参議白単重御衣

自余足消

上東門院菊合時人々賜御衣之由

見侍名記

御こはいろ　みなれて

帥宮綺礼判者　しなさだめ別

深を　はなもとの

別の深を　ゆきとも

かからくのまさは中宮しはは

せたまへこと

武宮ハ中宮よりぬきさんさ

ぬきこまれ理不可説御ゆ明石

ぬきは中宮よりまいせをれと源

氏物語也

一宮中宮らとあは理不

可説中河海よのせをとり要をこ

ぬきり光物語はとあり

乃ぬきは名の綺合り源氏なり

ぬきぬきは中宮よりつさいれ

なり又上代綱り中文のりまはみを
なりて人さ物と加ることなりまきこ一帖
はけはをたにうしてあるさはさやう
まてみえ世をうをえをもあれて
中宮と参せをれたりと世をあ
り有尾おれ中うあ中はこ
と業よ古をうり先又乃おまれ
まきくゆうせをあ利を
うを先とはあの中あり者

乃事をうはをの者を中
くありあすをうを
新雲方りを世をあ中をはを
めをを
又女院を中宮と為あ可為
武御子あり代者は夜つ代中家
りをを世をと源氏のをな利
ををは代り代御りてあ者をみ
代りを世をんの世

うゑのうこ[illegible]ゆゑ物語て
[illegible]を給をゆ[illegible]の人と一時仮おき
[illegible]を源氏の若もうけ[illegible]
ひとなり
[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]
つよをさ[illegible]
[illegible]物つかを源氏[illegible]

ゆゑなり
[illegible]
[illegible]
[illegible]
松みやはら[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あるべし

私記より源氏門家の天下補佐
ありしかをいふなり

世代(む)ときさよ延喜天暦乃聖代といひつるより冷泉院をハ天暦
御宇よりとあるを後冷合の例り
なきを天皇の御代乃事
天下(ほ)の法令自聖代とし

自聖代(ほ)

おもうり

源氏乃門家(ほ)

私記より源氏ハ代をいふを冷泉院乃
ときの帝位の事をいふ
なりあるとの
いまもこゝ
ときなし
冷泉乃御事
むりのさまりをみきりを
源乃苦氏人のうちの方別

[illegible]

[illegible]

大友皇子 天智天皇十年二月任太政大臣九月
天武天皇元年五月皇子弘文天皇元年六月十二月薨 入日本紀
東三條右大臣 兼和七年八月七日任右大臣寛弘元年六月十二日薨 入日本紀
于時左大臣右大將

此等之例也 六条院北二条也
私注曰 [illegible]
[illegible]

金光明經 独拔而出成佛正覺
史記曰大名之下久不居
後漢書曰位尊身老財多命殆
功成名遂而身退者天之道也 孝子經
文選曰木秀於林風必摧之行高於人
衆必非之運命論
杜詩曰自謂頗挺出立登要路津致
君堯舜上再使風俗淳此意竟
蕭條 行歌非隱淪

[illegible]世よは[illegible]
源門[illegible]て政をとなうはをとけて
摂政[illegible]
時方を[illegible]
中[illegible]
命[illegible]
[illegible]
[illegible]
今の[illegible]

[illegible]源の[illegible]
[illegible]
[illegible]
滅[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]源の[illegible]堂[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]